

当豆ニュースは新年1月号より『濱田・西馬事務所連絡室・豆ニュース』に名称変更致します。来年が皆様にとってよいお年になりますように😊



「工事現場での片付け作業を1日1万円で月10日以上

の仕事がある事を前提に優先的に受けてくれたフリーランスの人から、発注がなかった事を理由に月10万円の10か月分100万円を支払ってほしい!と言われた...どう対応したらいいのか?」との電話がA社から掛かってきました。この人との契約は口約束でしたが一種の業務委託契約に当たると思われます。法的には①請負契約②委任契約③準委任契約の

3つで『業務委託』という言葉は通称です。仕事がない時の補償について何の取決めもしておらず、また成果物を納めることで報酬を受けるという①の請負にも当らず、お金を請求する根拠がありません。最近勝手に商品を送り付け代金を請求する『送り付け商法』が問題

業務委託 仕事0でも 百万払う 法的責任あるのか

になっていますが、7月に改正された特定商取引法を根拠にただちに処分してもよくなったように①~③に関する民法の規定に該当しないため支払い義務はない事を伝えるようお勧めしました。(濱田)



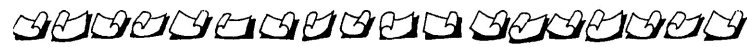
「夫と二人で苦勞して築き上げてきた土木会社だが息子が経営を譲る事に...建設業許可要件の経営任と専技は息子一人で大丈夫なので有限会社の取締役も当面1名でやって貰おうと思うが、取締役が2名以上でない

と代表取締役という役職名が登記簿から抹消される...印鑑等も作り変えないといけないの?」との相談がB社からありました。株式会社は取締役が1名でも同じ人で代取の役員登記をしますが、有限会社の場合はできません。なぜか?これは会社組織の成り

立ちが違うからです。元々有限会社は取締役の各自が代表権を持っており会社の都合で代取を決めているだけですが、株式会社は取締役が3名以上必要で内1名以上は代取に...となっていたのが会社

息子に経営権譲渡 役員1名 代表取締役の職名は?

法に変わって取締役は1名でもよい...となった経緯があります。会社法ができる前からあった有限会社は特例的に残っているだけで、取締役一人でも代表権は元々ありますので代取の肩書きを使っても問題はないと考えます。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611